

各研究科の論文博士（乙）廃止後の特例

【医歯学総合研究科（医学系）：平成22年3月廃止】

- 1．本研究科博士課程を単位取得満期退学後、4年以内に学位申請する場合
- 2．本研究科博士課程在学中に本学の助教として採用されることにより退学した場合
- 3．日本学術振興会が実施する「論文博士取得希望者に対する支援事業」による申請。

注1）上記1，2については、平成16年3月17日 医学系研究科運営委員会にて承認

注2）上記3については、平成19年9月6日 庶務委員会において承認し、平成19年9月19日 医学系研究科運営委員会で報告

【医歯学総合研究科（歯学系）：平成22年3月廃止】

日本学術振興会が実施する「論文博士取得希望者に対する支援事業」による申請。

（平成17年9月21日：歯学系研究科運営委員会承認）

平成17年10月1日現在在籍する専攻生のうち、平成22年4月以降に学位申請の資格を満たす者については、平成24年3月を学位申請の期限とする。

（平成17年10月18日：歯学系研究科運営委員会承認）

本研究科博士課程を単位取得満期退学後4年以内に学位申請する場合。

本研究科博士課程に在学中に本学の助教として採用されることにより退学となった場合。

【保健衛生学研究科：平成23年3月廃止予定】

本研究科博士（後期）課程を単位取得満期退学後、4年以内に申請する場合。

本学教員で博士（前期）課程又は修士課程修了後5年以上の研究歴があり、そのうち2年以上は本学の教員としての研究歴であること。

日本学術振興会などが行う論文博士号取得希望者に対する支援事業による申請。

その他、研究科委員会で特に認めた場合。

については、「国立大学法人東京医科歯科大学特定有期雇用職員の就業に関する規則」により雇用されている特任教員及び日々雇用職員として雇用されている特任教員を含む。

については、次に該当する場合を対象とする。

- ・ 博士（後期）課程に2年以上在籍し、研究機関（文部科学省科学研究費補助金の申請機関等）に就職のために退学した者。
- ・ 博士（後期）課程に2年以上在籍し、退学した者で、当該研究分野において特に評価の高い学術雑誌に論文が掲載された場合。